

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設されました

少子化対策に受益する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い、連携の仕組みとして、医療保険の保険料と併せて賦課・徴収することにより、支援金を拠出する制度で、令和8年度から全保険者が拠出することとされています。そのため、後期高齢者医療制度においても、従来の医療分に加えて、新たに「子ども・子育て支援納付金」(こども分)が保険料に加わります。

個人ごとの保険料額は7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

《問合せ》国保・年金課 ☎21-9061 または各振興局市民福祉課
兵庫県後期高齢者医療広域連合 ☎078-326-2021

令和8年度の保険料率を決定しました

兵庫県後期高齢者医療広域連合の保険料率(子ども分は令和8年度から10年度にかけて1年ごとに見直し)

	均等割額	所得割率	賦課限度額
医療分	58,427円	10.77%	85万円
子ども分	1,351円	0.24%	2.1万円

保険料の計算式

均等割額 + 所得割額[(総所得額-43万円) × 所得割率] = 年間の保険料額(賦課限度額まで)

所得の低い方の軽減 (令和8年度)

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が、次の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額(年額)	
基礎控除額43万円 +10万円×(年金・給与所得者数-1)	7.2割	医療分	16,359円
	7割	子ども分	405円
基礎控除額43万円+29.5万円×被保険者数 +10万円×(年金・給与所得者数-1)	5割	医療分	29,213円
		子ども分	675円
基礎控除額43万円+54.5万円×被保険者数 +10万円×(年金・給与所得者数-1)	2割	医療分	46,741円
		子ども分	1,080円

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

年金・給与所得者とは、同一世帯内の被保険者と世帯主のうち給与所得または公的年金等所得およびその両方がある者をいいます。

医療分7割軽減対象者は、令和8・9年度のみ特例措置により7.2割軽減となります。(子ども分は、特例措置がないため7割軽減となります。)

被扶養者であった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額がかからず、後期高齢者医療制度の被保険者となってから2年間は均等割額が5割軽減され、医療分の年額が29,213円、子ども分の年額が675円となります。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

※被扶養者であった方でも、世帯の所得が低い方の軽減を受けることができます。ただし、両方受けることができる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。

こども医療費助成制度の拡大

外来医療費の助成対象を 高校生年代まで拡大します

7月診療分からこども医療費助成制度の対象者を18歳以下の高校生年代までに拡大します。受給者証の交付には申請が必要ですので、新たに対象となる方は申請してください。

《問合せ》国保・年金課 ☎21-9061
または各振興局市民福祉課



2026年7月診療分からの助成制度

区分	自己負担	
	外来	入院
市民税所得割額 12万円未満	無料	無料
市民税所得割額 12万円以上 23万5千円未満	窓口の負担割合 2割 1 医療機関、1 薬局 ごとに月上限300円	

【対象者】

健康保険に加入する小学4年生から高校生年代(年齢が18歳に達する日以後最初の3月31日まで)で、保護者(父・母)または扶養義務者の市民税所得割額の合計額が23万5千円未満の方

福祉医療費助成制度の併用

他の公費負担医療制度と 併用が可能になります

7月診療分から、市の福祉医療費助成制度と他の公費負担医療制度との併用が可能となります。他の公費負担医療制度の受給者証をお持ちの方は、受診される際に、福祉医療の受給者証とあわせて提示してください。

福祉医療費助成制度は、他の公費負担医療制度が優先適用されるため、他の公費負担医療制度が利用できる方は、必ずその申請・更新を行ってください。

《問合せ》国保・年金課 ☎21-9061
または各振興局市民福祉課



福祉医療の受給者証を更新

7月から新しい受給者証になります

福祉医療とは、乳幼児やこども、ひとり親家庭、障害のある方、一定の要件を満たした方の医療保険診療における自己負担分の一部を、県と市で助成する制度です。

新しい受給者証の郵送

6月下旬に新しい受給者証(あさぎ色)を郵送します。また、所得制限などにより受給対象とならなかった方には、非該当の通知を郵送します。

※2年以上続けて非該当となる方には通知書を送付しません。

申請が必要な方

次の方は、新たに受給資格を有しますので、窓口で申請してください。

▷昨年度まで非該当となっていたが7月1日から該当する方

▷受給資格要件を満たしているが、未申請の方

※申請手続きには、加入している健康保険の資格が確認できるもの(資格情報のお知らせなど)が必要です。

1月2日以降に転入された方など

転入した方(本人、配偶者、扶養義務者)および市外に住んでいる扶養義務者は、2026年度所得課税証明書(2025年中の所得)の提出が必要です。

※所得課税証明書は、2026年1月1日現在で住所があった市区町村で入手してください。

助成の対象外

▷学校(保育所・幼稚園・小中学校等)管理下で生じたけがなど、災害共済給付の対象となる場合

※身体障害者手帳の等級が変わった場合(1級・2級以外)は、受給資格がなくなります。受給者証を返還してください。

《問合せ》国保・年金課 ☎21-9061
または各振興局市民福祉課